

制定 平成13年12月27日 近運旅一公示第45号
改正 平成18年 9月26日 近運自一公示第15号

公 示

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号の規定に基づく地方運輸局長が指定する運行回数及び第15条の14第1項第1号の規定に基づく運行回数の変更の範囲を次のとおり定めたので公示する。

平成18年9月26日

近畿運輸局長 島崎 有平



記

1. 運行回数

運行系統ごとの運行回数は、1日15回とする。

2. 運行回数の変更の範囲

現行届出運行回数	下 限 回 数	上 限 回 数
16～25	16	現行届出運行回数 +10
26～75	現行届出運行回数 -10	現行届出運行回数 +10
76～105	現行届出運行回数 -20	現行届出運行回数 +20
106～	現行届出運行回数 -25	現行届出運行回数 +25

(注1) 指定する運行回数以下の運行系統及び競合系統を有する運行系統を除く。

(注2) ただし、競合系統の存しない系統で輸送効率が極端に低い場合であって、運行回数の変更が利用者利便の低下をまねかないと認められるときは、当該範囲に含まれるものとみなす。

附則

この公示は、平成14年2月1日以降当局管内の各陸運支局において受け付ける届出について適用する。

附則

1. 昭和61年3月1日付け近運旅一公示第10号「運行系統ごとの運行回数」の公示は、平成14年1月31日をもって廃止する。

2. 平成2年1月16日付け近運旅一公示第3号「運行系統ごとの運行回数の変更の範囲」の公示は、平成14年1月31日をもって廃止する。

附則

この公示は平成18年10月1日以降当局管内の各運輸支局及び神戸運輸監視部において受け付ける届出について適用する。